

# 防災

令和3年1月1日

No. 158

消防署訓子府支署  
訓子府消防団  
危安協訓子府部会

以下の記事は、令和元年6月に発行しました「防災」から抜粋したのですが、依然としてゴミの屋外焼却や野焼きから火災に至るケースが発生しています。一人ひとりが注意して、火災の無い安心・安全な街づくりを目指しましょう。

## ゴミの屋外焼却、野焼きなどが原因となった火災が多発しています！

ゴミの屋外焼却は原則禁止されており、焼却禁止に違反した場合は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金となります。  
(廃棄物処理法 第25条)

屋外焼却は廃棄物の不適正処理であり、ダイオキシン等の有害物質の発生により人の健康や自然環境に深刻な影響を与えます。

また、近年北見地区消防組合(北見市、置戸町、訓子府町)においてもゴミの焼却、野焼き等から火災につながった事案が多く発生しています。



全国標語

その火事を 防ぐあなたに 金メダル

組合標語

消したはず 油断の心が 火事のもと

【火事・救急・救助は 局番なし 『119番』】

# 雪害対策



## 雪による災害を防ぐため、次のことに注意しましょう

1. 大雪や吹雪に備え、あらかじめ家庭に食料や燃料等を備えておきましょう。
2. 火災やその他災害に備え、避難路の確保に努めましょう。
3. FF式ストーブの吸排気筒が雪に埋もれていないか確認しましょう。  
※ 一酸化炭素中毒になる危険性があります。
4. 屋外では周囲に気を配り、特に屋根からの落雪や除雪車に注意しましょう。
5. 路上駐車や長時間の車の放置は、緊急車両の通行や除雪作業に支障をきたしますので、やめましょう。
6. 車には、常にスコップなど万が一に備えた用具を用意しておきましょう。
7. 近所の人々の安否など、お互いに確認しあい助け合いましょう。



一刻一秒を争う火災発生時の消防水利を確保するために、消火栓や防火水槽の除雪については消防署及び消防団が行っておりますが、次のことについて皆様のご協力をお願いします。

1. 降雪直後は消防による除雪が間に合わない場合がありますので、皆様の周りにある消火栓などの除雪にご協力をお願いします。  
また、除雪した雪を消火栓や防火水槽の周りへ捨てないようにしましょう。
2. 避難の妨げにならないよう、家の周りに雪を高く積み上げないようにしましょう。
3. 消火栓や防火水槽の近くには、駐車をしないようにしましょう。